

離島に所在する公立小・中学校で勤務してみませんか！

目的

離島に所在する公立小・中学校への人事交流について、全道から希望者を募集することにより、離島所在校における教員の若年化傾向の改善を図るとともに、地理的特性から行動範囲が島内に限られがちな児童生徒の教育活動に他管内・異種学校での多様な経験を生かすことにより、離島所在校における教育活動のより一層の活性化を図るものです。

対象者

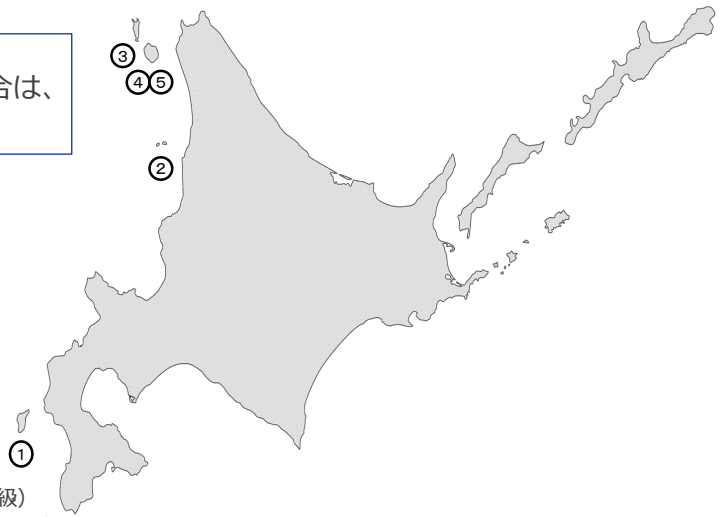
札幌市立を除く道内の公立小・中学校、義務教育学校、高等学校（市町村立全日制を除く。）、中等教育学校並びに特別支援学校に勤務し、交流開始日において初任段階研修を修了した教諭です。

交流期間

原則3年間。交流の継続を希望する場合は、交流期間を延長することができます。

交流対象離島所在校

- ①奥尻町立小・中学校（へき地4級）
- ②羽幌町立小・中学校（へき地5級）
- ③礼文町立小・中学校（へき地4～5級）
- ④利尻町立小・中学校（へき地4～5級）
- ⑤利尻富士町立小・中学校（へき地4～5級）



※上記町に所在する学校のうち、受入希望があった学校が対象となります。

へき地手当等及び公宅

- ・へき地手当は4級地で20%、5級地で25%支給されます。
- ・へき地手当に準ずる手当は3年間、4%支給されます。（住居を移転した場合）
- ・公宅はすべての学校で用意されています。

異動までの流れ

出願

- 申込書を校長に提出します。
- 所属校の校長は市町村教育委員会及び道立学校の所在する地域を管轄する教育局長に提出します。

面談

- 申込書を受理した教育局で、教育局職員と面談を実施します。
- 所属校の校長から結果の連絡を受けます。

異動

- 通常の人事異動と同様に、異動をもって最終的な結果となります。